

(参考)

## 旧・相続税税務報酬規定

(報酬自由化前の規定〔税抜〕)

### 1. 税務代理報酬 (税務書類の作成報酬)

法第2条第1項第1号に掲げる業務 (不服申立てを

除く。) の代理報酬

基本報酬	100,000円
〔遺産の総額〕	
5,000万円未満	200,000円
7,000万円 "	350,000円
1億円 "	600,000円
3億円 "	850,000円
5億円 "	1,100,000円
7億円 "	1,350,000円
10億円 "	1,700,000円
10億円以上	1,800,000円

10億円以上1億円増すごとに、10万円を加算  
〔加算報酬〕

- (1)遺産の総額に係る報酬額については、共同相続人(受遺者を含む。)1人増すごとに10%相当額を加算する。
- (2)当該事案について、財産の評価等の事務が著しく複雑なときは、基本報酬額を除き、100%相当額を限度として加算することができる。

### 2. 不服申立ての代理報酬 (税務書類の作成報酬)

- 一、異議申立て 300,000円
- 二、審査請求 500,000円

以上一、二の場合において、事案が著しく複雑なときは、100%相当額を限度として加算することができる。

### 3. 税務書類の作成報酬

- ①. 納税申告書等の作成報酬  
税務代理報酬額の50%相当額 50,000円
- ②. 不服申立書の作成報酬 50,000円
- ③. その他の書類の作成報酬 (①以外の申告書、申請書、請求書、届出書、その他法定調書等) 20,000円
- ただし、その他の書類の作成について、同種の書類を10件を超えて作成する場合、10件を超えるものは1件を増すごとに2,000円加算する。
- ④. 法第33条の2第1項業務に関する報酬
1. に定める税務代理報酬の20%相当額

### 4. 税務相談報酬

- ①. 口答によるもの 1時間以内 20,000円  
1時間を超える場合
- ②. 書面によるもの 1時間につき1万円を加算 125,000円
- ③. 書面によるもので特別の調査研究を必要とするもの 250,000円
- ④. 法第33条の2第2項による審査事項等を記載した書面を添付する場合
1. に定める税務代理報酬相当額

### 5. 日当、旅費及び宿泊料

- ①. 日当 1日あたり 50,000円  
(1日に満たないときは、1日とみなす。)
- ②. 旅費及び宿泊料 実費